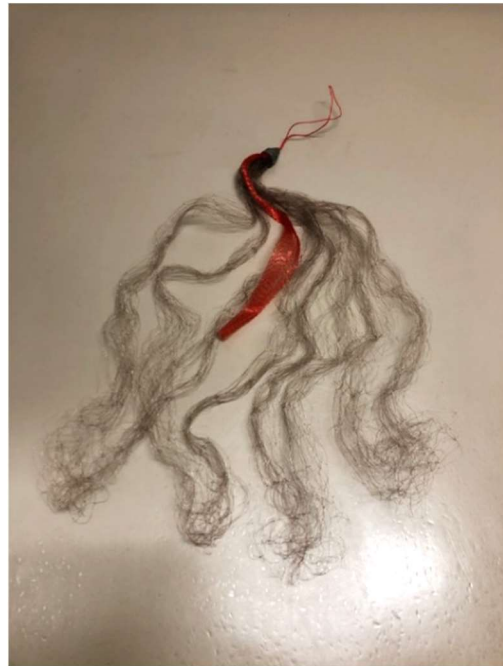
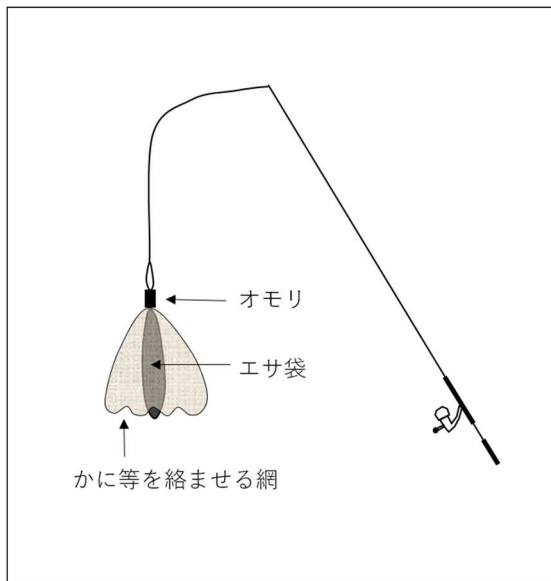


遊漁者の皆様へ

三重県では「かに網」と呼ばれる下図のような漁具の使用ができません。これに違反した場合は、三重県漁業調整規則により罰せられることがあります。



三重県漁業調整規則 第40条第1項で遊漁者等が使用できる漁具又は漁法が定められています。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿つり及び手づり
- 二 たも網及びさ手網
- 三 投網(船を使用しないものに限る。)
- 四 やす(火光を利用するものを除く。)、は具(じょれん又は火光を利用するものを除く。)
- 五 徒手採捕

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 漁業者が漁業を営む場合
- 二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

※竿つり及び手づりは、糸の先に針と餌を付ける釣りのことであり、かに網はこれに含まれませんので、漁業者等以外の方は使用できません。